

施策マネジメントシート(平成24年度の振り返り、総括)

作成日 平成 25 年 6 月 24 日

基本目標	II	豊かな自然と共生するまち	主管課	名称	上下水道課
				課長	杉木 清一
施策	18	生活環境の保全	関係課	環境課(生活環境)	

施策の目的	対象	意図	基本事業	基本事業名	対象	意図
				①町民 ②町内の生活環境	①日常生活における環境への負荷を低減させる。 ②良好な状態に保持される。	1
			2	公害防止対策の推進	町民 町内の生活環境	公害に対する意識を高める。公害が未然に防止される。
			3			
			4			
			5			

成果指標	成果指標名	単位	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	A	汚水処理人口普及率	%	実績値	72.7	73.3				
目標値					73.0	74.0	75.0	76.0	77.0	78.0
B	下水道普及率	%	実績値	46.2	46.2					
			目標値		46.4	46.7	47.0	47.3	47.7	48.0
C	水洗化率	%	実績値	83.9	84.5					
			目標値		84.0	84.2	84.4	84.6	84.8	85.0
D	利根川・赤谷川の水質(利根川/赤谷川)	mg/l	実績値	<0.5/<0.5						
			目標値		<0.5/<0.5	<0.5/<0.5	<0.5/<0.5	<0.5/<0.5	<0.5/<0.5	<0.5/<0.5
E	公害に関する苦情件数	件	実績値	41	41					
			目標値		35	35	35	35	35	35
F			実績値							
			目標値							

指標設定の考え方

A、B) 数値が高まれば、結果として町民が生活排水を適正に処理し、利根川源流域の水質を守ることに繋がるため成果指標とした。
 汚水処理人口(下水道、農集排、合併浄化槽人口)/総人口
 下水道処理区域内人口/総人口
 ※汚水処理人口普及率とは、合併浄化槽を含む汚水処理施設処理人口の町人口に対する割合をいう。
 ※下水道普及率とは、下水道処理区域内人口の町人口に対する割合をいう。
 C) 数値が高まれば、町民が生活排水を適正に処理しているといえるため成果指標とした。
 水洗化人口(下水道接続人口)/下水道処理区域内人口
 ※水洗化率とは、処理区域内で下水道に接続されている(水洗化されている)人口割合をいう。
 D) 数値が基準値より低ければ、利根川源流の水質が守られ、生活環境が保全されているといえるため成果指標とした。なお、基準地は利根川(月夜野橋)BOD=2mg/l以下、赤谷川(小袖橋)BOD=1mg/l以下。
 E) 件数が減少すれば、公害が抑制されているといえるため成果指標とした。

目標値設定の考え方

A) 過去の指標の推移から、成り行きでは毎年度0.5ポイントずつ上昇と設定(平成23年度は合併浄化槽のエコ補助金により大幅に上昇)。目標としては平成29年度に78%をめざす。既存の地域再生計画でも年間1%の上昇を目標としている。【国平均:87.6%(H23)、県平均:74.3%(H23)、県目標:91.7%(H34)】
 B) 下水道の普及率は、整備をすれば上昇する。今後、老朽化対策に重点がシフトしていくことを考えると、面的整備への投資を増加させることは困難。過去4年間で率が1%上昇していることから、優先順位を考慮しながら現状の整備を維持し、29年度目標を48%とする。【県平均:50.0%(H23)】
 C) 過去の推移からすると減少傾向にあり、毎年度0.5ポイントずつ減少すると設定。啓発等を行うことで接続率の上昇させ、平成29年度に85%をめざす。【沼田市:92.5%(H23)】
 D) 利根川・赤谷川の水質は、検出限界未満の<0.5の維持をめざす。
 E) 不法投棄による苦情が半数以上を占めるため、土地所有者の高齢化が進むことで農地などの管理が行き届かず不法投棄を誘発しやすい状況が作られるなど、今後増加が懸念される。パトロールや広報等で注意喚起を促し、35件以下をめざす。

施策のための役割・目標達成	1. 町民(事業所、地域、団体)の役割	2. 行政(町、県、国)の役割
	①公共下水道や農業集落排水への接続や、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理に努める。 ②地域の生活環境を悪化させないよう、不法投棄の防止や、ペットの適正な飼いやのマナーを守るなど、良好な住環境づくりに努める。	①下水道を健全に運営し、下水道施設の計画的な整備と維持管理、合併処理浄化槽の普及に努める。 ②犬・猫対策や不法投棄対策、公害防止対策など地域の生活環境の維持に努める。

施策を取り巻く状況	1. 施策を取り巻く状況(対象や法令等)は今後どのように変化するか?	2. 施策に対して、住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか?
	①人口は減少傾向であり、集合処理は人口密度が下がると運営が厳しくなる。 ②汚水処理計画に関して、効率的な整備手法(公共下水道と農集排の接続等)の選定に努める等の制度運用環境となってきた。 ③これまで下水道管渠の布設による未普及地区の解消事業が中心であったが、施設の老朽化対策を含めた維持管理事業の割合が増加している。	①都市計画区域の未接続住民からは、早く接続したい希望と、使用料の値上がり懸念して、接続したくない希望との両方がある。 ②放射性物質の影響による住民不安の声がある。 ③水上火葬場の改築・存続について要望がある。 ※町民アンケートによると、自由記述欄には早期の下水道整備を求める意見が寄せられている。

施策	18	生活環境の保全	主管課	名称	上下水道課
				課長	杉木 清一

		実績比較	背景・要因
施策の成果水準の分析と背景・要因の考察	① 時系列比較	<input type="checkbox"/> かなり向上した。 <input checked="" type="checkbox"/> どちらかといえば向上した。 <input type="checkbox"/> ほとんど変わらない。(横ばい状態) <input type="checkbox"/> どちらかといえば低下した。 <input type="checkbox"/> かなり低下した。	<p>① 汚水処理人口普及率は、平成23年度72.7%から平成24年度73.3%と0.6ポイント増加した。人口密集地以外での面的整備が難しいなか、合併浄化槽の普及率が上昇しているためと考えられる。合併浄化槽の設置率は、平成21年度43.1%、平成22年度44.7%、平成23年度48.8%、平成24年度53.5%と年々上がっている。この要因は設置費用に対する補助金を交付しているためと考えられる。また、平成24年度浄化槽人口普及率は26.9%となった。</p> <p>② 下水道普及率は町全体の人口比で考えるので、区域内人口の減少などにより数値が変動することがある。平成24年度は下水道普及率は46.2%と平成23年度と同率となった。その要因は面整備に伴う供用区域内人口の増加と人口の減少が釣り合ったためと考えられる。</p> <p>※下水道処理区域内では、下水道への接続が義務づけられている。(下水道法第10条)</p> <p>③ 水洗化率は平成21年度86.6%、平成22年度84.3%、平成23年度83.9%と年々減少していたが、平成24年度は84.5%と平成23年度より0.6ポイント上昇した。この要因は、下水道普及率の確保(前年同率)によるものと考えられる。</p> <p>④ 水質の尺度であるBODは、放流基準が15mg/lのところ、平成23年度平均は1.2mg/lとなっており、水源の町として水質保全の責任を果たしている。</p> <p>⑤ 苦情件数の推移は平成23年度41件、平成24年度41件と横ばいで推移している。しかし、不法投棄が平成23年度19件から平成24年度26件と増加してしまった。要因としては高齢化等により管理できない土地の増加が主原因と考えられる。</p>
	② 他団体との比較	<input type="checkbox"/> かなり高い水準である。 <input type="checkbox"/> どちらかといえば高い水準である。 <input type="checkbox"/> ほぼ同水準である。 <input checked="" type="checkbox"/> どちらかといえば低い水準である。 <input type="checkbox"/> かなり低い水準である。	<p>① 汚水処理普及率は平成23年度72.7%であり、群馬県全体の74.3%よりも1.6ポイント低くなっている。県内市町村の中では20番目/35市町村であり、前年度から1つ下げた。近隣の市町村では、沼田市78.0%(16番目)となっている。</p> <p>② 下水道普及率は平成23年度46.2%であり、群馬県全体の50.0%よりも3.8ポイント低くなっている。県内市町村の中では13番目/35市町村であり、平成22年度より1つ下げた。近隣の市町村では、沼田市58.9%となっている。</p> <p>③ 合併浄化槽設置については、群馬県内の設置数は平成23年度5,695基となっている。その内みなかみ町は平成23年度53基であり、平成24年度は42基となっている。</p> <p>④ 下水道処理施設から放流する水質(BOD)は、奥利根水質浄化センターの2.0mg/l(平成23年度事業年報(年間平均値))より出典)に対し、湯宿終末処理場は1.2mg/lとなっており、非常に良好な状態である。この要因は、施設の運営が適切に行われている(ノウハウの蓄積)ため、下水道事業団の研修視察を受け入れている。</p> <p>⑤ 水洗化率は平成24年度84.5%であり、平成23年度83.9%から0.6ポイント上昇した。近隣の市町村では、沼田市が92.5%(平成23年度末)となっている。群馬県平均(87.7%)と比較すると3.2ポイント下回っている。</p> <p>⑥ 公害苦情件数は41件であった。近隣の市町村では、沼田市が平成23年度37件、平成24年度45件と増加している。</p>
	③ 目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 目標値を大きく上回った。 <input type="checkbox"/> 目標値を多少上回った。 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標値どおりの成果であった。 <input type="checkbox"/> 目標値を多少下回った。 <input type="checkbox"/> 目標値を大きく下回った。	<p>① 汚水処理人口普及率は、合併浄化槽の設置基数が年間40基以上で推移していることに加え、下水道整備も並行して実施していることから目標は達成された。</p> <p>② 下水道普及率は面整備による区域内人口の増加はあるが、人口減少の影響があり平成23年度と同率となった。</p> <p>③ 水洗化率は人口の減少傾向が続く中、下水道普及率の確保(前年同率)もあり目標は達成された。</p> <p>④ 平成23年度の利根川、赤谷川の水質は、目標値を下回り良好な値で推移している。放流水質も良好な状態で安定しており目標は達成された。</p> <p>⑤ 公害に関する苦情件数の中の典型7公害は減少したにもかかわらず、不法投棄件数が増加したため目標を達成出来なかった。</p>
成果実績の総括	<p>① 平成23年度に引き続き、受益者負担金の一括納付報奨金制度(15%交付)を推奨・啓発し、一括納付をする人の割合が増加したことで、滞納を未然に防ぐことができ、平成24年度の収納率は100%である。平成24年度中のこの制度の利用率は、8軒/15軒で53%となった。</p> <p>② 公共下水道(月夜野(特環含む)・水・新治)区域内の管渠布設工事を実施し、整備面積が2.0ha広がった。これにより整備率も0.3ポイント上昇した。平成23年度68.3%(483.2ha/707.2ha)、平成24年度68.6%(485.2ha/707.2ha)</p> <p>③ 合併浄化槽設置補助について、平成24年度設置補助基数は42基(設置済み人口73人)となり、汚水処理人口普及率の向上に寄与した。</p> <p>④ 流域関連、特環公共下水道の維持管理事業は、処理施設、ポンプ場の運転管理、管路施設の維持管理を行うことで利根川の水質保全に寄与した。管路整備は、第2-1処理分区(上牧木ノ根地区)、第4-1処理分区(矢瀬公園西)、第5処理分区(後関反田地区)、阿能川小分区等を実施した。</p> <p>⑤ 下水道施設の老朽化対策として、水上中央幹線の管路更生工事を実施し、老朽化対策率(水上中央幹線に限る)を31.9%(208.6m/653.3m)とした。</p> <p>⑥ 下水道事業の安定運営のため、下水道使用料の統一及び見直しについて審議する下水道事業運営審議会を設置し、3月に答申を受けた。</p> <p>⑦ 公害苦情は年々多様化し、近隣住民の人間関係から来るトラブルや空屋や空地等の管理できない物件での不法投棄等も増加しており、未然防止の観点から不法投棄の防止看板の設置やチラシ等の配布、パトロール・環境イベント等を実施した。</p> <p>⑧ 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づいて、平成23年12月28日に全町を汚染状況重点調査地域に指定されたことを受け、除染実施計画策定に向けた調査測定を実施した結果、国の除染基準である平均線量率に達する地区及び施設がなかったことにより、平成24年12月27日に汚染状況重点調査地域の指定が解除された。</p>		

		基本事業名	今後の課題	平成26年度の取り組み方針(案)
今後の課題と取り組み方針(案)	1	生活排水の適正処理	<p>下水道事業の安定運営のため、水洗化率を向上させ料金収入の確保に努めると共に、経費負担の適正化を図るため使用料の見直しと体系の統一を進める必要がある。また、施設の老朽化対策を進め、汚水が滞りなく処理されるよう取り組むことが重要である。</p> <p>公共下水道等の集合処理と合併浄化槽による個別処理の組み合わせにより汚水処理人口普及率を向上させ、環境負荷の削減に取り組むことが必要である。</p>	<p>整備済み施設の活用という観点からも水洗化率の向上を図り、使用料収入の確保に努める。また、施設の老朽化対策を進めると共に、管内調査の結果を踏まえた不明水対策に取り組む等、経費の削減を図る。また、施設管理委託について、包括的民間委託による経費の削減を進めると共に、施設管理の質の向上(放流水質、運転管理)に努める。</p>
	2	公害防止対策の推進	<p>土地所有者の高齢化などにより、管理できない土地が増えているため、不法投棄を誘発しやすい状況が年々増加している。パトロール、広報や清掃活動のイベントにより注意喚起を促しているが新たな対策が必要になっている。</p> <p>老朽化している町営火葬場の施設設備等について、適切な管理が必要である。</p>	<p>不法投棄防止重点地域を指定し、パトロール強化、環境教育や監視カメラの設置等の防止対策を実施する。</p> <p>火葬場施設について、補修、改修や新たな設置など今後の方向性について検討し具体案を示す。</p>